

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区モノづくりセンサス実施委託	№5200151
工（納）期	令和 8 年 3 月 3 1 日	
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日	
契約金額	7 , 1 6 5 , 0 1 5 円（消費税込み）	

契約相手方	一般社団法人荒川区中小企業経営協会
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	荒川区モノづくりセンサス実施委託
指名業者 （案）	名 称 一般社団法人荒川区中小企業経営協会 所在地 荒川区西日暮里5-14-3サンキエームビル501号室 代表者 代表理事 増田 茂行
特命理由	本件は、区内の中小製造業の実態を把握するため、対象企業を訪問し、調査及び把握した経営課題への助言を行う業務委託契約である。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 本調査は、単なる調査票の配布・集計ではなく、調査票の聞き取りを通じて把握した経営課題について、区の支援策を紹介する等のアドバイスをすることとしている。このため、調査員は、荒川区内の中小企業の実態を把握し、専門知識を有していることが必要である。 上記法人は、こうした業務に対応可能な中小企業診断士により構成されている区内唯一の団体であり、日頃から区内企業の相談・指導等を実施しているため、区内中小企業の特長や経営実態を把握している。また、本調査を通じて行う助言等に必要な専門知識・ノウハウを有していることから適確な履行が期待できる。 上記法人は前回調査の受託者であり、また、「荒川区商業事業者訪問支援事業」の履行実績も有していることから、区の方針に沿った、確実な事業実施が期待できる。 以上のことから、上記法人を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）